

会社の健康保険に加入された方は、国民健康保険をやめる手続が必要です

<届出の方法>

1 郵送による届出（別世帯の方による届出は不可） ※ 届出人は「世帯主」となります。

- ① 国民健康保険証（現物）（紛失した場合は、⑤にその旨記載してください）
- ② 会社の健康保険証の写し
※1 「①国民健康保険証（現物）」「②会社の健康保険証の写し」は、やめる方全員の分をご提出ください。
- ③ 世帯主の方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）の写し
- ④ 世帯主の方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）の写し
※2 ①及び②が全て揃っている場合は、③・④が無くてもお受けします。
- ⑤ 国民健康保険資格喪失届（中野区のホームページからダウンロードすることができます。
ダウンロード又は印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。）

★ 郵送方法は、なるべく 簡易書留郵便 又は 特定記録郵便 にしてください。

2 窓口での届出

- ① 国民健康保険証（現物） ② 会社の健康保険証（現物）
※3 「①国民健康保険証（現物）」「②会社の健康保険証（現物）」は、やめる方全員の分をご用意ください。
- ③ 世帯主の方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
※4 届書には、やめる方全員のマイナンバーを記載していただきます。
- ④ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）
※5 ①及び②が全て揃っている場合は、③・④が無くてもお受けします。
- ⑤ 届出人が代理人（別世帯の方）の場合は委任状及び代理人の本人確認書類

【受付窓口と開設時間】

中野区役所（2階5番）又は、地域事務所（南中野、東部、野方、江古田、鷺宮）
平日の午前8時30分から午後5時まで

お問合せ・郵送先

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所（2階5番窓口）
中野区国民健康保険（中野区 保険医療課 資格賦課係） 電話 03-3228-5511（直通）